



計画策定の趣旨

南箕輪村こども計画は、国が「こども基本法」及び「こども大綱」に示された、すべてのこどもの権利を保障し、「こどもまんなか社会」の実現をめざすための本村の取組を示した計画です。

こどもまんなか社会とは

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするというもの。

本村では、こども・若者と子育て当事者が幸福な生活を送ることができる地域社会の実現をめざし、本計画に基づいて取組んでいきます。

基本目標

自分らしさと笑顔があふれる こどもまんなか南箕輪の実現

計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条に基づく「市町村こども計画」として位置づけられる計画です。加えて、下表に記載の関係する法令に基づく各計画を包含する計画となっています。

計画名	根拠法令
こども計画	こども基本法 第10条第2項
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条
こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条第2項
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条

計画の期間

令和8年（2026年）4月から令和12年（2030年）3月までの4年間とします。

※子ども・子育て支援事業計画については

令和7年（2025年）4月から令和12年（2030年）3月までの5年間とします。

計画の対象

妊娠期	新生児期	乳幼児期 義務教育年齢に 達するまで	学童期 小学生年代	思春期 中学生年代 ～概ね18歳	青年期 概ね18歳以降 ～概ね30歳未満	ポスト青年期 概ね30歳以降 ～40歳未満
胎児						
	こども					
					若者	

計画の体系・取組 関係図

基本理念

1 心身が健康で健全な自立を実現できる社会づくり

- すべてのこどもが、それぞれの成長過程において心身ともに健やかに過ごすことができ、激しく変化する時代においても、周囲の支援で成長していくことができる社会を実現する。
- こどもの意見表明や社会参画の機会が確保され、ひとりの村民として活躍できる場が確保・提供される社会を実現する。

2 誰もがライフデザインを実現できる社会づくり

- 誰もが、その経済状況や、疾病、障がいの有無、性別や国籍などに関わらず、自らが描くライフデザインを実現でき、等しくその存在を認められ、自分らしく生きることができる社会を実現する。
- 社会全体で、それぞれのライフステージに応じた切れ目なく包括的な相談・支援を受け、誰もがライフデザインを描くことができ、それに向かう取組を支援できる社会を実現する。

3 安心して家族を築く希望が実現できる社会づくり

- 家庭を築きこどもを育てることに関する経済的負担の軽減や、仕事と子育てが両立でき、安心して家族を築くことのできる、だれもが将来に希望が持てる社会を実現する。
- 若者や子育て世代が、安心して家族を持つことができ、暮らしてよかったと実感できる社会を実現する。

計画の推進

1 本村の推進体制を整備します	こどもや子育て当事者のニーズを把握し、関係機関などと連携して効果的に施策を推進します。
2 こどもの意見を尊重し 社会参画を推進します	こどもの意見を幅広く聴き、こどもが参画する機会を確保し、施策へ適切に反映します。
3 地域や関係団体などと 連携し協働を推進します	地域の子育て支援団体や企業などの活動を支援するとともに、連携・協働しながら計画を推進します。

子ども・子育て支援事業計画



計画策定の趣旨

南箕輪村子ども・子育て支援事業計画は、「子どもにとっての最善の利益」の実現と、子ども・子育て支援を通じて誰もが「住み続けたい」と思える魅力あるむらづくりを推進するための計画です。

本計画は、これまでの子ども・子育て支援事業の取組状況を検証し、子ども・子育てを取巻く変化と子育てに必要な取組の需要に見合った施策を推進するための計画であり、今後は、この計画に基づいて子ども・子育て支援事業に取り組めます。

基本的な考え方

1 こどもの健全育成の視点

こどもの幸せを最優先に、すべてのこどもの利益が公平に最大限尊重されるよう支援を進めます。発達に応じた教育・保育環境や豊かな体験機会を確保し、心身の健康維持増進に配慮した環境を整え、こどもたちが安心して自己を表現し、多様な価値観に触れながら生きる力を育てるよう包括的に支援します。

2 保護者への生活支援の視点

核家族化や少子化などにより子育て家庭の状況は多様・複雑化しています。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を整え、経済的支援や孤立を防ぐ地域コミュニティとの連携、専門相談の充実を図り、保護者が安心して子育てできる環境を整備します。また、様々なニーズに対応できるよう、保護者の視点に立った柔軟で総合的な支援を推進します。

3 社会全体による支援の視点

すべてのこどもが心身ともに健やかに成長するためには、家庭だけでなく地域や企業、行政など社会全体が連携し、それぞれの役割を果たしながら健全育成に取り組むことが必要です。また、子育てを行う上で男女の固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、すべてのこどもと子育て家庭に対し、質の高い多様な支援を提供できる体制を整え、対応をスムーズに行えるよう社会全体で支援する視点で推進します。



計画の内容

国の基本指針に基づき、地理的条件や人口、交通事情、施設整備状況、ニーズ量などを総合的に勘案し、本村では村内全域（飛び地を除く）を一つの教育・保育提供区域として設定します。あわせて、区域ごとに計画期間中の教育・保育の量の見込みを定め、確保内容と実施時期を明確にします。



こども・子育て支援施策の推進

1 地域における子育てを支援します。	6 障がい児施策を充実します。
2 母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進に努めます。	7 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境を整備します。
3 児童虐待防止対策を推進します。	8 子育てを支援する生活環境を整備します。
4 ひとり親家庭の自立支援を推進します。	9 仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進します。
5 療育への取組を充実します。	10 こどもの心身の健やかな成長に資する環境を整備します。

こどもの貧困の解消に向けた

対策についての計画



計画策定の趣旨

南箕輪村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画は、「すべての子どもたちが、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持つことのできる社会」を実現するため、こどもの貧困の問題を社会全体で解決していくための計画です。

本計画は、これまでの取組を継続させつつ、より積極的にこどもの貧困対策に取り組むため、新たに「南箕輪村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」として作成し、こどもの貧困の解消に向けた取組を一層充実していきます。

基本方針

- 1 親の妊娠・出産期から、こどもの社会的自立まで切れ目のない支援をします。
 - ① 生活困窮家庭の早期把握
 - ② 南箕輪村版ネウボラの推進

- 2 支援が届きにくいこども・世帯への支援に努めます。

こどもの貧困の解消

- 4 地域による支援を強化します。
 - ① こどもに対する地域での関わり
 - ② こどもの居場所づくり

- 3 貧困の世代間連鎖の解消に努めます。
 - ① 女性の就労の推進
 - ② 教育の支援
 - ③ 生活支援
 - ④ 経済的支援



具体的取組



基本施策

1 心身の健康の基盤づくりに取組みます。

2 青少年の健全育成に努めます。

3 こどもの性被害を防止します。

1 家庭での養育に困難を抱えるこどもを支援します。

2 いじめへの対応、不登校児童・生徒を支援します。

3 ニート・ひきこもりを支援します。

4 障がいのあるこどもを支援します。

5 医療的な配慮を必要とするこどもを支援します。

6 こども・若者のいのちを支えます。

7 特に配慮が必要なこどもの支援をします。

1 結婚を支援します。

5 キャリア教育を推進します。

2 妊娠、出産及び子育てを支援します。

6 地域の特性を生かして取組みます。

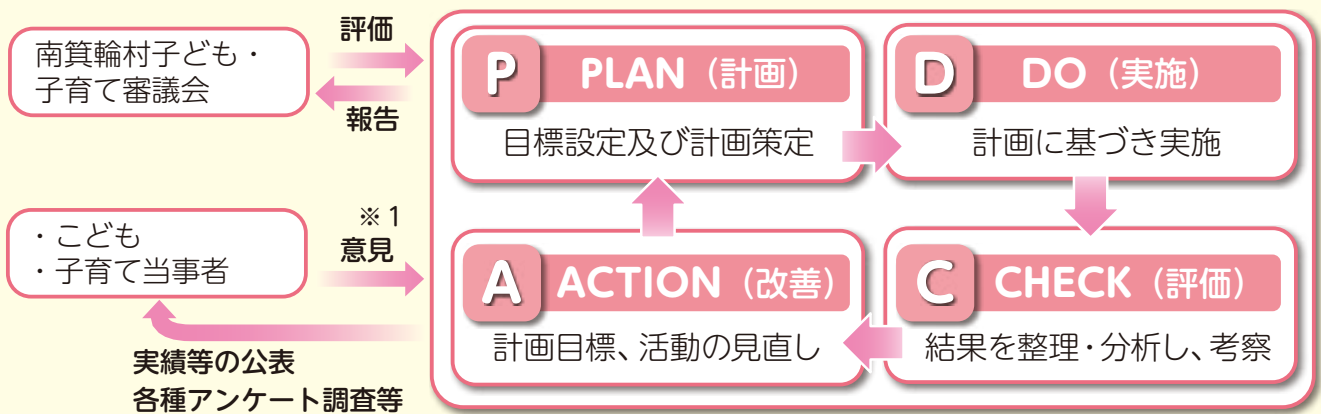
3 就業を支援します。

7 社会全体の気運を醸成します。

4 職場環境の整備を支援します。

施策の推進

本計画に基づく施策を推進するために、PDCA サイクルに基づき管理します。



※1 こども計画において実施



次世代育成支援行動計画

計画策定の趣旨

南箕輪村次世代育成支援行動計画は、少子化対策の強化の一環として「次代を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境を、社会全体で整備」するための計画です。

本計画は、社会情勢や国の動向、本村のこれまでの取組の成果と課題を踏まえて、これからの取組の方向性を示すための計画で、すべてのこどもが心身ともに健やかに成長することができる社会を実現し、少子化の流れを変えることをめざします。

具体的取組

1 地域における子育て支援	こどもを育てることは、地域の未来を育てることであり、本村の未来を育てることに繋がります。子ども・子育て支援事業を着実に実行し、地域における様々な子育てへの取組を支援します。
2 妊婦及び幼児などの健康の確保及び推進	不妊及び不育症の治療を行っている夫婦への支援を強化するとともに、妊娠から子育て期の切れ目のない相談や支援の体制をより強化し、妊娠期の不安の解消や孤育てとならないための取組、こどもを健康で健全に養育するための取組をより充実させます。
3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	こどもの心身が健やかに成長することは、子育ての基本であり、次代の社会を担うこどもを育てることに繋がります。 子育てに必要な環境の整備やこころとからだのバランスよく成長するための取組を推進するとともに、安心して成長できる体制を地域と連携して構築します。
4 子育てを支援する生活環境の整備	こどもが安全で安心して日常生活を送れる環境を整えることで、子育てを支援します。
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性、職場でステップアップしたいと希望する女性など、自らの意志によって働き、また働こうとする女性がその思いを叶えることができるむらづくりを推進します。 家庭では子育ての責任の多くを女性が担っている現状を踏まえ、女性が職業生活と家庭生活との両立を図りながら職業生活において活躍できる取組を促進していきます。
6 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	個人情報保護・秘密保持などに配慮しながら子育てに関する様々な悩みごとを気軽に相談できる体制について、関係機関との連携を図りつつ体制の維持・強化を図ります。 また、要保護児が安心して成長することができるよう、各種支援措置を継続します。

南箕輪村こども計画 (概要版)

発行日 令和8年(2026年)4月
発行 南箕輪村
所在地 〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825-1
電話 0265-72-2104 (代表)

ホームページ
<https://www.vill.minamiminowa.lg.jp/>

南箕輪村こども計画

検索

